令和８年９月25日　　開　会

令和８年９月25日　　閉　会

第４回　　総　会　議　事　録

十　日　町　市　農　業　委　員　会

第４回十日町市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年９月25日（金）午前９時30分から午前10時25分

２．開催場所　保健センター　３階　集団指導室

３．出席委員

①農業委員　24名

会　　長　１番　村山　隆義

会長職務代理　15番　古髙　悟

２番　関口　稚子	８番　児玉　芳洋	14番　髙橋　勝久	21番　髙橋　重人
３番　髙橋　松雄	９番　村山　太郎	16番　吉楽　広志	22番　村山　浩一
４番　岩田　稔	10番　太田　祐治	17番　小柳　利勝	23番　佐藤　功
５番　田村　実義	11番　北村　公太郎	18番　髙橋　陽一	24番　樋口　則雄
６番　福嶋　恭子	12番　根津　徳男	19番　今井　美津代	
７番　近藤　元	13番　長谷川　東	20番　髙橋　常雄	

欠席委員

②推進委員（招集委員　２名）

18番　藏品　茂昭	20番　押木　豊彦

欠席委員

４．議事日程

日程第１　議事録署名委員選出

日程第２　農地法等の規定に基づく報告について

報告第１号　農地法第18条第６項の規定による通知について（３件）

報告第２号　農地転用事実確認願いについて（１件）

報告第３号　農地法の適用を受けない事実確認願いについて（３件）

日程第３　農地法の規定による許可申請処理について

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（21件）

議題第２号　農地法第４条の規定による許可申請について（１件）

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について（８件）

日程第４　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第４号　・新　規（３件）

・再設定（７件）

５．その他

６．農業委員会事務局職員

本局	局長	小林　成樹	川西事務所	主査	角張希美子
本局	農地係長	宮沢　国彦	中里事務所	副参事	滝沢　進
本局	主査	田村　聡子	松代事務所	主査	高橋　千春
本局	会計年度任用職員	庭野　敦子	松之山事務所	主査	大口　雅樹

７．会議の内容

別紙のとおり

７．会議の内容

村山議長　それでは、これより第４回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席状況ですが、どなたからも欠席の届けはございません。在任委員の過半数が出席でございますので、第４回総会の成立を宣言いたします。

次に、日程第１「議事録署名委員の選出」でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、議事録署名委員を指名させていただきます。第４回総会議事録署名委員は６番委員と７番委員の両名にお願いいたします。あわせて記録は、事務局に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということで、そのように進めさせていただきます。

では、日程第２「農地法等の規定に基づく報告について」でございます。報告事項は、第１号から第３号までありますが、事務局より報告いただいた後に質疑等受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。では、事務局説明願います。

事務局　　【報告第１号から第３号説明】

村山議長　ただいま事務局から報告事項がございましたが、ご意見やご質問等ございませんか。

（意見、質問なし）

村山議長　特にないようでございますので、次に日程第３議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」21件の申請が出ております。

なお、権利の種類が所有権の移転以外の場合は、事務局による議案書の読み上げを省略し、委員の確認報告のみとなりますのでよろしくお願いします。

また、全案件を説明後に一括してお諮りし、ご意見、ご質問等お受けしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、受付番号193番は所有権移転ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局　　【議案第１号、193番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

13番　　譲渡人については、小白倉集落のご出身ですが、ほとんど帰って来なくなり、田畑を全て整理したいということで、従兄の関係である譲受人に譲渡するものです。多くは小千谷地番の農地を整理することで進めていましたが、

こちらにも農地があり併せて整理したいということでした。記載事項について確認し間違いありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長　はい、次に194番説明をお願いします。

事務局　　【議案第１号、194番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

６番　　20日に譲受人、譲渡人へ電話にて確認したところ、記載内容で間違いないと確認が取れましたので、よろしくお願いいたします。

村山議長　はい、次に195番説明をお願いします。

事務局　　【議案第１号、195番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

14番　　９月23日に、双方に電話で確認を取りました。記載のとおり間違いないということでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長　はい、次に196番説明をお願いします。

事務局　　【議案第１号、196番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

21番　　譲受人と譲渡人に、それぞれ確認をしたところ記載のとおりでございましたが、譲渡人は施設に入っておられ、施設の担当の方に確認をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

村山議長　はい、次に197番ですが、議長である私に関係する案件ですので、議長を一時解任して退室させていただき、古髙職務代理より議長をお願いしたいと思います。職務代理、議長席へお願いします。

古髙議長　それでは、会長に代わり議長を務めさせていただきます。

では、197番の案件につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局　　【議案第１号、197番説明】

古髙議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

２番　　双方へ確認をさせていただきました。祖父と孫ということで贈与するということでした。記載のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

古髙議長　ただいま、確認報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

（意見、質問なし）

古髙議長　ないようですので、お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請について、受付番号197番について許可することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

古髙議長　異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

それでは、議長を交替したいと思います。村山会長入室してください。

村山議長　はい、古髙職務代理ありがとうございました。では、次に198番説明をお願いします。

事務局　　【議案第１号、198番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

21番　　譲受人には訪問で、譲渡人には電話で確認いたしました。記載のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長　はい、次に199番、担当委員より確認報告願います。

20番　　23日に譲渡人に、24日に譲受人に電話にて確認し、記載のとおり間違いないことを確認いたしましたので、ご報告いたします。

村山議長　はい、次に200番説明願います。

事務局　　【議案第１号、200番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

23番　　譲受人はＩターンで来られた方で、生産組合にも加入し頑張っておられます。譲渡人は、上越市に家庭を持っていたのですが、親の介護でこちらに10年余りいらっしゃいましたが、親もお亡くなりになり上越市に帰るということです。丁度良い後継者がいらして互恵関係でありますので、よろしくお願いいたします。

村山議長　はい、次に201番説明願います。

事務局　　【議案第１号、201番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

８番　　両者に電話にて確認いたしました。記載のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長　はい、次に202番でございますが、担当委員ご自身の案件でございますので退室をお願いします。では、事務局説明をお願いします。

事務局　　【議案第１号、202番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

12番　　代わって、ご報告させていただきます。記載のとおり間違いないということで報告を受けましたので、よろしくお願いいたします。

村山議長　はい。ありがとうございました。では、担当委員入室ください。

次に、203番確認報告願います。

３番　　19日に両者に連絡しまして間違いないと確認を取りました。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、204番について担当委員説明願います。

12番　　譲渡人には、20日に電話で確認を取りました。譲受人は、24日に確認にしたのですが、この案件は、千手から小千谷に向かう水路トンネルがあり、その地上権設定ということでございます。まだ２、３件同じような案件が出る

と言われていました。記載内容については間違いないということで確認をいたしました。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、205番について担当委員説明願います。

14番　　先程の204番と同じような案件で、９月23日に双方に連絡を取り確認いたしました。記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願いいたします。

村山議長　次に、206番について説明願います。

事務局　　【議案第１号、206番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

９番　　両者に確認したところ、記載のとおり間違いありません。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、207番について説明願います。

事務局　　【議案第１号、207番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

７番　　９月20日に両者に電話で確認し、間違いないということでございます。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、208番について説明願います。

事務局　　【議案第１号、208番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

５番　　譲渡人の父親が亡くなり、ご自身で耕作ができないということで、譲受人に渡すということです。電話で確認を取りました。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、209番について説明願います。

事務局　　【議案第１号、209番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

５番　　先程の件と同様、ご自身でできないということで、譲受人に耕作してもらうということで売買が決まりました。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、210番について説明願います。

事務局　　【議案第１号、210番説明】

村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。

４番　　９月23日に両名に電話で確認をいたしました。記載に相違ないということでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長　はい、次に211番でございますが、担当委員のご自身の案件でございますので退室をお願いします。では、担当委員より説明をお願いします。

11番　　代わって報告いたします。譲渡人には確認済みで、記載内容に間違いないということでございます。よろしくお願いいたします。

村山議長　では、担当委員、入室願います。では、212番の説明をお願いいたします。

事務局　　【議案第１号、212番説明】
村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。
11番　　両者に電話で確認いたしました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。
村山議長　次に、213番について説明願います。
事務局　　【議案第１号、213番説明】
村山議長　この案件につきまして担当委員から確認報告願います。
20番　　20日に譲渡人のお宅に訪問し、譲受人は電話で確認し、記載内容に間違いがないことを確認いたしましたので、ご報告いたします。
村山議長　はい、では議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」21件の報告が終わりましたが、この21件の報告につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。
（意見、質問なし）
村山議長　特にないようでございますので、改めてお諮りいたします。議案第１号「農地法第３条による許可申請について」21件を許可することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なし）
村山議長　異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。
続いて、日程第３議案２号「農地法第４条の規定による許可申請について」１件の申請が出ております。この内容についてご審議をお願いいたします。では、事務局説明願います。
事務局　　【議案第２号、15番説明】
村山議長　では、15番の案件につきまして担当委員から確認報告願います。
９番　　現地を確認し、本人にも確認したところ記載のとおり間違いないということでした。また、違反転用でしたので「反省している」ということでした。以上です。
村山議長　15番の案件につきまして、担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
（意見、質問なし）
村山議長　はい。特にないようでございますので、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」１件を許可することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なし）
村山議長　はい、ないようでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第３議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」８件の申請が出ております。この内容についてご審議をお願いします。では、事務局説明願います。

事務局　【議案第３号、46番説明】

村山議長　では、46番の案件につきまして担当委員から確認報告願います。

11番　川西事務所の担当者と現地を確認し、その後、両者に電話で確認しました。譲渡人から住宅と一緒に、譲受人に渡した際に登記漏れがあったということで、「反省している」ということでした。よろしくお願いいたします。

村山議長　はい、46番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

（意見、質問なし）

村山議長　ないようでございますので、次に47番説明願います。

事務局　【議案第３号、47番説明】

村山議長　では、47番の案件につきまして担当委員から確認報告願います。

11番　川西事務所の担当者と、現地を確認し、その後、両者に電話にて確認いたしました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　はい、47番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

（意見、質問なし）

村山議長　ないようでございますので、次に48番説明願います。

事務局　【議案第３号、48番説明】

村山議長　では、48番の案件につきまして担当委員から確認報告願います。

16番　事務局の方と現地を確認してまいりました。建てたところが庭園敷地になっていたということで、違反転用になります。その後、電話で双方に連絡を取ったのですが、宅地を併せて売買するにあたり違反転用が発覚したということで、始末書も出ております。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　はい、48番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

（意見、質問なし）

村山議長　ないようでございますので、次に49番説明願います。

事務局　【議案第３号、49番説明】

村山議長　では、49番の案件につきまして担当委員から確認報告願います。

３番　９月18日に両者に電話で連絡を取りました。申請のとおり間違いないことを確認しております。あわせて９月24日に事務局と現地を確認しましたところ、特に問題はございませんでした。よろしくお願いいたします。

村山議長　はい、49番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

（意見、質問なし）

村山議長　ないようでございますので、次に50番説明願います。

事務局　　【議案第３号、50番説明】

村山議長　では、50番の案件につきまして担当委員から確認報告願います。

16番　　事務局の方と現地を確認してまいりました。飯山線上に架かるコンクリートの排水管ですが、かなり古くなっておりました。その後、両者に電話で確認したのですが、撤去作業にあたり作業ヤードが必要ということで、譲渡人の土地を借り、一時転用で仕事をしたいということでした。よろしくお願いします。

村山議長　はい、50番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

（意見、質問なし）

村山議長　ないようでございますので、次に51番説明願います。

事務局　　【議案第３号、51番説明】

村山議長　では、51番の案件につきまして担当委員から確認報告願います。

21番　　双方には９月20日に電話にて確認させていただきました。今回の案件の理由のとおり、購入した住宅の脇の田んぼを駐車場に利用したいという話で申請したところ、差し戻されたということで、今回の案件になり、早めの承認をお願いしたいということでした。現地確認につきましては、本日、松代事務所の担当者と確認してまいりました。以上で、間違いないことを報告させていただきます。

村山議長　はい、51番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

（意見、質問なし）

村山議長　ないようでございますので、次に52番説明願います。

事務局　　【議案第３号、52番説明】

村山議長　では、52番の案件につきまして担当委員から確認報告願います。

11番　　譲渡人の会社に、譲渡人が貸すということで、確認してきました。川西事務所の担当者と現地を確認してまいりました。記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願いいたします。

村山議長　はい、52番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

（意見、質問なし）

村山議長　ないようでございますので、次に53番説明願います。

事務局　　【議案第３号、53番説明】
村山議長　では、53番の案件につきまして担当委員から確認報告願います。
11番　　川西事務所の担当者と現地を確認し、その後、両者に電話で確認いたしました。譲受人は、「将来的には移住も考えている」ということですが、少し畑の数も多かったので、ほかに使用する目的があるのか聞いたところ、とりあえず草おさえのために駐車場として整備するということでした。以上、記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願いします。
村山議長　はい、53番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。
15番　　52番の案件について、契約期間は30年間の契約となっているのに、転用区分は永久転用となっており、何年以上とか、永久転用などのきまりがあるのでしょうか。
村山議長　「永久」ということは、転用したら農地に戻さないということの解釈だと思います。そして、賃借権は「30年間」ということだと思います。農地から外して、30年間の賃貸契約をしたということでお分かりいただけたでしょうか。一時転用は期間を設けます。一時転用とは違い、永久的に農地以外にするものです。
15番　　はい、分かりました。
村山議長　では、改めて議案第３号「農地法第５条の規定のおける許可申請について」８件の報告が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この８件について、許可することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なし）
村山議長　はい、異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。
続きまして、日程第４「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」でございます。今月は、新規が３件、再設定が７件でございます。では、新規設定について、指名しますので担当委員より説明をお願いしたいと思います。まずは、11番委員の案件ですので、委員は退室をお願いいたします。事務局、説明願います。
事務局　　【議案第４号、58番説明】
村山議長　では、受付番号58番について、担当委員より確認報告願います。
推18番　譲渡人は、ご高齢で車を処分するにあたり、田んぼもできなくなったので、譲渡することになりました。譲受人は、広く農業をやっておられますので、農地の集積ができるということで、推進委員としてもぜひやっていただきたいという話になりました。両者に話を聞いて、この条件で間違いないということですので、ご承認いただきたくお願いいたします。
村山議長　はい、次に、推20番確認報告願います。

推20番　　59番の案件につきまして報告させていただきます。譲渡人には、何度も携帯に連絡しているのですが、なかなか繋がらず、譲受人の法人の担当者に対応いただき、記載内容に間違いないということでしたので報告いたします。

村山議長　続きまして、受付番号60番も説明願います。

推20番　　受付番号60番につきましては、譲渡人、譲受人に確認させていただきました。譲受人の法人の担当者より、記載のとおり間違いないと確認しましたので報告させていただきます。よろしくお願いいたします

村山議長　以上を持ちまして、新規設定の確認報告が終わりましたが、新規設定について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（意見、質問なし）

村山議長　特に質疑等ないようでございますので、新規設定につきましては「適当」と回答したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように進めさせていただきます。では、11番委員入室願います。

それでは、本日予定しておりました議案について、全て終了いたしましましたので、第４回総会を終了いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。